

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

### 相談系サービス

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

# 目次

I 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(案).....	1
1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項.....	1
2 相談系サービス(計画相違団支援・障害児相談支援).....	1
II 報酬・基準に係る見直しの内容.....	2
1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項.....	2
(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し.....	2
(2) 福祉・介護職員等の処遇改善.....	2
(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実.....	3
(4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実.....	4
(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充.....	5
(6) 意思決定支援の推進.....	5
(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助).....	5
(8) 障害者虐待防止の推進.....	6
(9) 身体拘束等の適正化の推進.....	6
(10) 個別支援計画の共有.....	6
(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価.....	7
(12) 人員基準における両立支援への配慮等.....	7
(13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等.....	8
(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化.....	8
(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上.....	9
(16) 情報公表未報告の事業所への対応.....	10
(17) 地域区分の見直し.....	10
(18) 補足給付の基準費用額の見直し.....	10
(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い.....	11
(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い.....	11
2 相談系サービス.....	12
(1) 計画相談支援・障害児相談支援.....	12
III 相談支援従事者現任研修について.....	25
IV アセスメント及びモニタリングの実施場所について.....	26

# I 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(案)

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの一統、月額賃金改善に関する要件の見直し等＞
- (2) 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- (3) 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合360単位/日、集中的支援加算(I)【新設】1000単位/月等＞
- (4) 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算(I)【新設】10単位/月等＞
- (5) 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算等＞
- (6) 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- (7) 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し  
＜基準費用額54,000円⇒55,500円＞
- (8) 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化

## 2 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- (1) 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- (2) 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月 ⇒ 主任相談支援専門員配置加算(I)(II) 300単位/月・100単位/月＞
- (3) 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

## II 報酬・基準に係る見直しの内容

### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

#### (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

・各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

#### (2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- ・就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

### (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。

**【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】**

○ **地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】 500単位/月**

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
  - ・ 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合
- ※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。  
※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。

**【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】**

○ **緊急時受入加算【新設】 100単位/日**

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

**【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】**

○ **緊急時対応加算の見直し(居宅介護の例)**

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

## (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

### ① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する。

### ② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

### ○ 集中的支援加算【新設】

#### イ 集中的支援加算（Ⅰ）1000単位／回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

#### ロ 集中的支援加算（Ⅱ）500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

## (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 51単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

## (6) 意思決定支援の推進

【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

## (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

## (8) 障害者虐待防止の推進

【全サービス】

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
  - ② 指定基準の解釈通知において、
    - ・ 虐待防止委員会(身体拘束適正化委員会を含む。)において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
    - ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。
- 虐待防止措置未実施減算【新設】  
次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
- ・ 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## (9) 身体拘束等の適正化の推進

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

- ① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
  - ② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。
- 身体拘束廃止未実施減算の見直し

[現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス)※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス)※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## (10) 個別支援計画の共有

【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。



## (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

### ○ 高次脳機能障害支援体制加算【新設】

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

### ○ 高次脳機能障害者支援体制加算【新設】 41単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## (12) 人員基準における両立支援への配慮等 【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

### 13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等(介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。)の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
  - ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
  - ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。
- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

### 14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

#### ○ 業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- ・ 所定単位数の3%を減算

(対象サービス:療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 所定単位数の1%を減算

(対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症 対応力の向上 【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

### ○ 運営基準【新設】

- ・ 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ・ 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

### ○ 障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】

#### イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月

以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- (3) 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

#### ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

### ○ 新興感染症等施設療養加算【新設】 240単位/日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

## 16) 情報公表未報告の事業所への対応

【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。
  - **情報公表未報告減算【新設】**  
障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。
    - ・ 所定単位数の10%を減算  
(対象サービス:療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
    - ・ 所定単位数の5%を減算  
(対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))
  - **都道府県等による確認【新設】**  
都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

## 17) 地域区分の見直し

【全サービス】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置(平成30年以前の見直し前の上乘せ割合から見直し後の最終的な上乘せ割合の範囲において設定可能とするもの)を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める(令和8年度末までの適用)。

## 18) 補足給付の基準費用額の見直し

【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額(食費・光熱水費に係る平均的な費用の額)から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

- **補足給付に係る基準費用額の見直し**  
[現行] [見直し後]  
基準費用額 54,000円→55,500円

## (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

【生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

### ○ 食事提供体制加算の見直し

通所系:30単位/日

短期入所、宿泊型自立訓練:48単位/日

[現行]

収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

## (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

### ○送迎加算の対象拡充

[現行]

指定生活介護事業所等において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者(指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## II 報酬・基準に係る見直しの内容

### 2 相談系サービス

#### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

##### ① 基本報酬の見直し

- ・ 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型(継続)サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

##### 《機能強化型サービス利用支援費等の拡充》

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化(Ⅰ)	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

## ≪機能強化型サービス利用支援費等の拡充≫(続き)

### 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件)

※1 特定地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。


※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費の算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

## ② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

- ・ 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。
- ・ 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

### 《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

現 行	
算定要件	算定単位
主任相談支援専門員配置加算 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。	100単位／月



見直し後	
算定要件	算定単位
イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。	300単位／月
ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。	100単位／月



## ② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し(続き)

≪地域体制強化共同支援加算の見直し≫ 2,000単位/月

算定要件	
現行	見直し後
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

## ③ 適切な相談支援の実施

- ・ 市町村ごとにセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- ・ モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特定の観点から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。
  - 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
  - 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
  - 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

## ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し

- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定可能とする。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

#### ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し(続き)

##### 《医療・保育・教育機関等連携加算の拡充》

現 行	
算定要件	算定単位
医療・保育・教育機関等連携加算 ※福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。)の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。	100単位/月



見直し後	
算定要件	算定単位
医療・保育・教育機関等連携加算 指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算	
① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合 I 指定サービス利用支援 II 指定継続サービス利用支援	I 200単位/月 II 300単位/月
② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)	300単位/月
③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)	150単位/月

#### ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し(続き)

##### 《集中支援加算の拡充》

現 行	
算定要件	算定単位
<p>集中支援加算 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合</p> <p>②・③ (略)</p>	300単位/月



見直し後	
算定要件	算定単位
<p>中支援加算 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接をした場合を含む。ただし、月1回以上は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ <u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)</u></p> <p>⑤ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)</u></p>	<p>①～④ 300単位/月</p> <p>⑤ 150単位/月</p>

#### ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し(続き)

##### 《入院時情報連携加算、退院・退所加算の拡充》

現 行	見直し後
・入院時情報連携加算 イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位/月 □ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月  ・退院・退所加算 退院・退所加算 200単位/月	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) <u>300単位/月</u> □ 入院時情報連携加算(Ⅱ) <u>150単位/月</u>  退院・退所加算 <u>300単位/月</u>

##### 《居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》

現 行	
算定要件	算定単位
(計画相談) 居宅介護支援事業所等連携加算 (障害児相談) 保育・教育等移行支援加算 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算 ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合 ② (略) ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合	①・② 300単位/月 ③ 100単位/月



見直し後	
算定要件	算定単位
① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接をした場合を含む。ただし、月1回以上は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。) ② (略) ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合	①・② 300単位/月 ③ <u>150単位/月</u>

## ⑤ 医療との連携のための仕組み

- ・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる

## ⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制

- ・要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

### 《要医療児者支援体制加算の見直し》

現 行	
算定要件	算定単位
要医療児者支援体制加算 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	35単位/月



見直し後	
算定要件	算定単位
イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。	60単位/月
ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	30単位/月

## ⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制(続き)

### 《行動障害支援体制加算の見直し》

現 行	
算定要件	算定単位
行動障害支援体制加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	35単位/月



改正後	
算定要件	算定単位
イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者)に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。	60単位/月
ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	30単位/月

## ⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制(続き)

《精神障害者支援体制加算の見直し》

現 行	
算定要件	算定単位
精神障害者支援体制加算 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	35単位/月



改正後	
算定要件	算定単位
<input checked="" type="checkbox"/> <u>精神障害者支援体制加算(Ⅰ)</u> ※以下のいずれも満たす場合に加算する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。</li> <li>・ <u>利用者が通院する病院等における看護師(精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。)</u>又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。</li> </ul>	60単位/月
<input type="checkbox"/> <u>精神障害者支援体制加算(Ⅱ)</u> 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	30単位/月

## ⑦ 相談支援に従事する人材の確保

- ・ 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

## ⑧ ICTの活用等

- ・ 以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。(ただし、月1回は対面による訪問を要件とする)
  - 初回加算(契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合)
  - 集中支援加算(計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合)
  - 居宅介護支援事業所等連携加算(月2回以上居宅訪問した場合)
  - 保育・教育等移行支援加算(月2回以上居宅訪問した場合)

《初回加算の見直し》 300単位/月

算定要件	
現行	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。</li> </ul>	<p>月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。</p>



## ⑧ 離島や過疎地などにおける取扱

・離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。

- 居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。
- 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等の間に一定の距離がある場合は更に評価する。
- 従たる事業所(サテライト)について、解釈通知において、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
- 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

## ○ 特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】

指定(継続)サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

## ○ 遠隔地訪問加算【新設】≫300単位/回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・ 初回加算(契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。)
- ・ 入院時情報連携加算(病院等への訪問による情報提供に限る。)
- ・ 退院・退所加算
- ・ 居宅介護支援事業所等連携加算(利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。)
- ・ 保育・教育等移行支援加算(利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。)
- ・ 医療・保育教育機関等連携加算(福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。)
- ・ 集中支援加算(利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。)

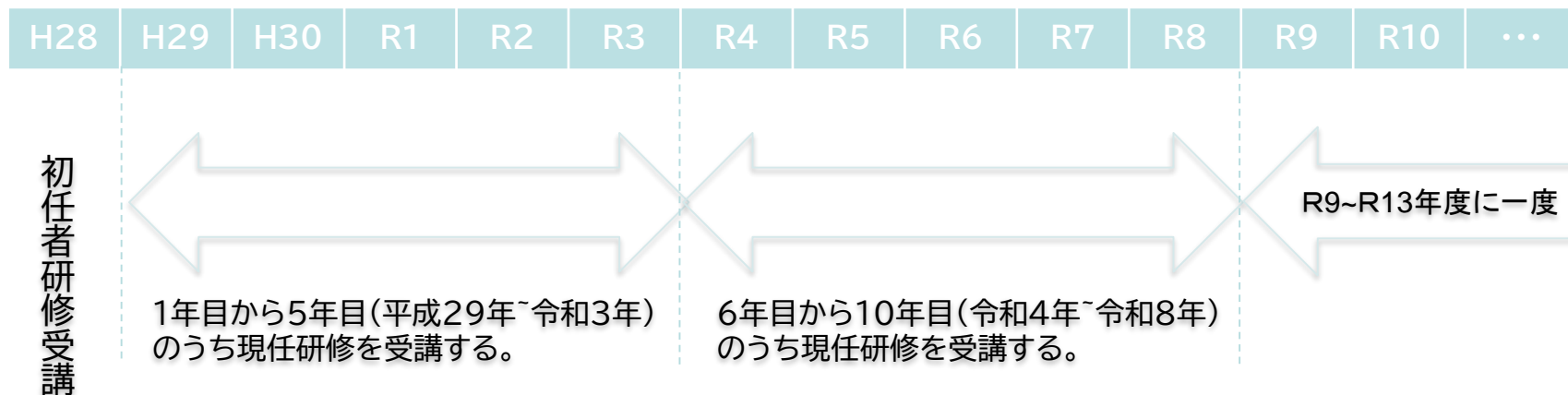
## ⑩ 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

### Ⅲ 相談支援従事者現任研修について

相談支援事業所で相談支援専門員として従事する方は「相談支援従事者初任者研修(以下、初任者研修」という。)を修了した年度の翌年度を初年度として、5年の間に相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了する必要があります。(期間中に受講できなかった場合は、資格が失効します。

#### 【平成28年度に初任者研修を受講した場合】



※現任研修を受講する際は、「2年以上の相談支援への従事」が受講要件となっています。

## IV アセスメント及びモニタリングの実施場所について

### 1 趣旨

計画相談支援及び障害児相談支援におけるアセスメント及びモニタリング(以下「アセスメント等」という。)の実施場所について、基準省令等における規定と実際の運用との間で乖離がみられることから、市としての考え方を整理し、適切な運用を図るもの。

### 2 アセスメント等の実施場所についての考え方

松本市における計画相談支援におけるアセスメント等の実施場所についての考え方は、居宅等(自宅、グループホーム、入所中の施設、入院中の病院)での実施を原則とします。障害児計画相談については居宅に限る。

### 3 やむを得ない理由により居宅等においてアセスメント等が実施できない場合の特例

居宅等での実施を原則としますが、居宅等でのアセスメント等の実施が困難である実態があることを考慮し、次の(1)(2)の要件に該当する場合は、居宅等以外でのアセスメント等の実施を認めます。

- (1) 利用者自身や家族が居宅等への訪問を拒否しており、利用者の意向を無視した訪問により相談支援やサービス利用に悪影響を及ぼす可能性がある場合など、相談支援事業所(者)の責ではない事由でやむを得ず訪問ができない。
- (2) 居宅等以外の場所での実施となった理由について、理由書により記録を残すこと。

### 4 今後の対応について

- (1) 3月に通知及び理由書(様式)を発送。4月以降に実施するアセスメント等の記録様式に、必ず実施場所を明記してください。
- (2) やむを得ない理由により居宅等以外でアセスメント等を実施した際は、必ず理由書により記録し、当該記録を5年間保管してください。理由書は、少なくとも6か月に一度見直しを行い、6か月目にアセスメント等がない場合は、直近の実施月に理由書を作成してください。

作成の都度、市へ提出していただくことは不要としますが、実地指導の際等必要に応じて提示を求めることがあります。

- (3) 以下に掲げる場合については、該当期間に係る計画相談支援費等について返還を求めることがありますので、留意してください。

- ア 居宅等でアセスメント等が実施できない理由書が記録されていない又は記録の内容が不十分である場合
- イ 居宅等でアセスメント等が実施できない理由がやむを得ないものと認められない場合
- ウ 虚偽の記録を作成した場合
- エ 理由書の提示の求めに対して拒否、妨害、忌避等の行為を行った場合
- オ その他不適切な運用が確認された場合

# 居宅等でアセスメント等が実施できない理由書

相談支援事業所 所在地  
事業所名  
管理者名

受給者番号										実施日		年 月 日	
										実施場所			
支給決定者氏名										生年月日		年 月 日	
対象児童氏名										生年月日		年 月 日	
障害支援区分		なし・区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6						年齢		歳			
支給決定者住所		松本市				電話番号 0263 ( )							
相談支援専門員 氏名及び連絡先		氏名				電話番号 ( )							
世帯状況		一人暮らし・同居家族あり( )											
支給決定期間		年 月 日 ~ 年 月 日											
利用している 福祉サービス													
居宅等でアセス メント(モニタリ ング)が行えな い理由													
状況改善に向け た取り組み													
改善の見込み													
その他特記事項													

※この書類はアセスメント等の実施日から5年間保管すること。

- 今回説明した内容は、現時点での案になります。3月に関係告示の改正、通知等の発出がされる予定ですので、確定した内容については、必ずそちらをご確認ください。
- 今回説明した内容には、厚生労働省ホームページに資料が掲出されていますので、詳細については以下によりご確認ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)